1,000MHz以上1,596.5MHz未満	任意の３MHz幅において（―）58dBW
1,596.5MHz以上1,606.5MHz未満	任意の１MHz幅において（―）58dBW
1,606.5MHz以上1,616.5MHz未満	任意の300kHz幅において（―）58dBW
1,616.5MHz以上1,621.5MHz未満	任意の100kHz幅において（―）58dBW
1,621.5MHz以上1,624.5MHz未満	任意の30kHz幅において（―）58dBW
1,624.5MHz以上1,626.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において（―）58dBW
1,626.5MHz以上1,660.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において（―）54dBW
1,660.5MHz以上1,662.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において（―）58dBW
1,662.5MHz以上1,665.5MHz未満	任意の30kHz幅において（―）58dBW
1,665.5MHz以上1,670.5MHz未満	任意の100kHz幅において（―）58dBW
1,670.5MHz以上1,680.5MHz未満	任意の300kHz幅において（―）58dBW
1,680.5MHz以上1,690.5MHz未満	任意の1MHz幅において（―）58dBW
1,690.5MHz以上12.75GHz未満	任意の３MHz幅において（―）58dBW

イ　高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（―）38dBW以下である値とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号の五及び第十九号の六中「基地局」の下に「及び携帯基地局」を加え、同項第十九号の九から第十九号の十一までの規定中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加える。

備設線無の号十三第項一第条二第	
備設線無の号十三第項一第条二第	

別表第一号一(3)アの表中

○	8注○	8注○	○										8注○	8注○					
○	8注○	8注○	15注○										8注○	8注○					

を

に改める。